

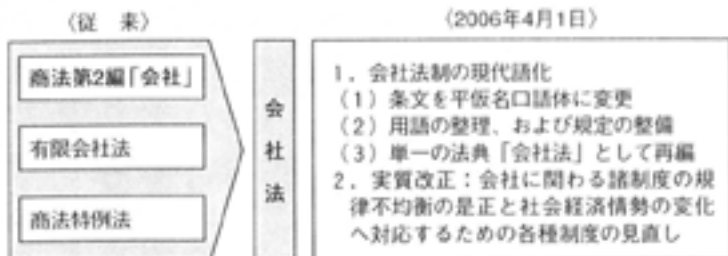


## 第1回

# 新会社法の概要と ビジネスへの影響

リーガル・パートナーズ・グループ代表 保科勝巳

### 会社法制の現代化に関する基本方針



業をしようとするアントレプレナーの芽を摘むこととなります。また、企業間の連携や組織再編を柔軟に進めていかねば国際的な大企業に太刀打ちできません。そこで、定款自治を拡大し、企業の実態を踏まえた抜本的な見直しを迫られることになりました。

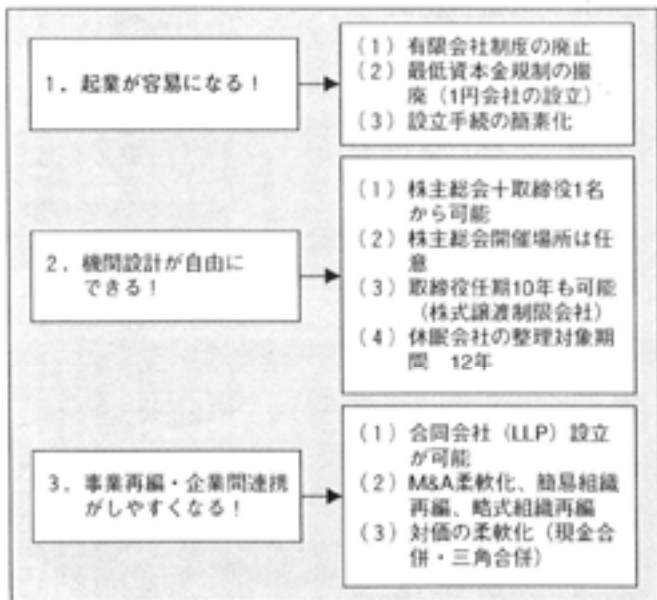
新会社法における各種制度の見直しは、企業価値を高め、株主の利益を最大化することに資するように行われ、利用者の視点に立った規律の見直し、②経営の機動性・柔軟性向上、③経営の健全性確保等です。

### 新会社法の骨子

#### (1) 利用者の視点に立った規律の見直し

会社法が、中小企業事業主や起業家にとって利用しやすいものとするために、有限会社を廃止し、株式会社として統合しました。その際、株式譲渡制限会社について、取締役の人数規制や取締役会の設置義務を課さない等、機関設計の柔軟性を認め、株式会社における定款自治の範囲を拡大し、機関設計の

### 中小企業における新会社法改正のポイント



多様化・柔軟化を図ることができます。また、設立時の最低資本金制度(現行法では株式会社は一〇〇万円、有限会社は三〇〇万円)の見直しが行われ、今後、継続して株式会社は一円で設立できるようになります。さらには、事後設立に係る検査役の調査制度が廃止されました。

(2) 経営の機動性・柔軟性向上  
 会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、合併等対価の柔軟化、簡易組織再編行為の規制等、株式会社組織再編行為に関する規制が緩和されました。資金調達の見直しが行われており、株式・新株予約権・社債制度の見直しが行われています。さらに、株主に対する金銭等の分配および自己株

### 会社法制の現代化に関する基本方針

会社は、営利を目的とする社團法人のことで、法律上は「人(自然人)」と同様に「人格(法人格)」が与えられ、この世に誕生し、成長し、衰退し、消滅する運命を辿ります。会社の運命は人々の暮らしに多大な影響を与えます。

このたび、この会社を規定している商法が大幅に改正され、新たに会社法(以下「新会社法」)が創設されました。本号から三回にわたり、新会社法が中小企業へ与える影響について解説します。

今回の改正は、具体的に次のようなケースで影響が出てきます。

(1) 有限会社を経営しています。このたびの改正で有限会社はなくなると聞きました。どのように対応すればよいのでしょうか？

(2) 友人と共同して会社を興そうと計画しています。が、起業の方法が変わると聞きました。どのような方法をとることができるのでしょうか？

(3) 父親から譲り受けた中小企業の社長をしていますが、今も先代の友人が会社の取締役にいますが、特に取締役会を開催するようなことはありません。今回の改正で会社の機関はどのように変わるのでしょうか？

(4) 製造業に勤務しているサラリーマンです。将来、独立したいと考えていますが、生活が不安定になるのではないかと危惧しています。今回の改正でサラリーマン法人(通称)ができると聞きました。が、どのような制度なのでしょう？

### 新会社法創設の背景と目的

従来は「会社法」という単一の法律があるわけはありませんでした。「商法第二編」「有限会社法」「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(商法特例法)」等、会社に関する法律の総称として「会社法」と呼ばれていました。成立からすでに一〇〇年が経過し、条文もカタカナ文語体で書かれています。ここ数年、大改正が行われてきました。が、商法全体が複雑になり、時代の変化に対応しきれなくなっていました。

そこで、法制審議会会社法部会が設立され、会社法の現代語化から会社に係る各種の制度のあり方についての実質的な改正作業―株式会社と有限会社の統合、最低資本金制度の見直し、株主代表訴訟の合理化、会計参与制度の創設、組織再編行為に係る規律の見直し、新たな会社法類型の新設等―を、体系的かつ抜本的に行いました。

そして、二〇〇五(平成十七)年六月二十九日、新たな法典の「会社法」が成立し、〇六年四月一日より施行されることになりました。(二部先送りになった項目もあり、引き続き審議が行われ、〇七年四月一日施行予定となった箇所があります。今後とも注意が必要です。)

新会社法が創設された背景は、「社会経済情勢の変化への対応」です。すなわち、現在、日本経済の成長が止まり、国際化が加速し、新たなビジネススタイルが次々と出現してきました。従来のような会社への過剰な規制は、自由競争を阻害し、新たに起

式の有償取得を「剰余金の分配」として整理し、株主に對する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定の見直しを行い、委員会等設置会社とそれ以外の株式会社との規律の整合性を図っています。これによって、取締役は積極的な経営を行うことが可能となります。

(3) 経営の健全性確保  
 前述のような規制緩和による弊害を考慮し、会社経営の健全性を確保し、株主および会社債権者の保護を図る施策も盛り込まれています。例えば、株式会社が株主からの提訴請求に応じない場合、株主または提訴請求をした取締役から請求があった時は、当該株式会社には不提訴の理由を通知する義務を課す等、株主代表訴訟制度の合理化が図られました。

また、大会社については、「内部統制システム構築」の基本方針の決定を義務づけ、一方、中小企業に對しては、計算書類の正確性向上を図るため「会計参与制度」を創設しています。これは、公認会計士(監査法人)や税理士(税理士法人)が、取締役等と共同して計算書類を作成し、保管・開示する職務を行う任意設置の機関です。

(4) 新たな会社類型  
 新たな会社類型として、「合同会社」制度が創設されました。これは日本版LLPと呼ばれるもので、創業の活発化や企業間の連携(共同研究開発・産学連携)を促進するための制度です。

組織は民法上の契約である組合的規律が適用されるもので、自由かつ柔軟に編成が可能である一方、出資者は無限責任を負うことはありません。